

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十七年九月一日

告 示

目 次
告 示

ぎふ清流文化プラザの使用料及び賃貸料の徴収事務委託に関する告示

(文化振興課)

一
ページ

岐阜県告示第五百三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、ぎふ清流文化プラザの使用料及び賃貸料の徴収事務をぎふ清流文化プラザに係る指定管理者であるぎふ清流文化プラザ管理運営共同体に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月一日

岐阜県知事 古 田

筆

平成二十七年九月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社